

譲渡・譲受をするときの注意事項

注意事項 1

麻薬卸売業者から譲り受けた日から 90 日経過した麻薬ですが、その間に麻薬処方箋に基づいて、患者にその麻薬の一部を交付していました。

この場合、患者への譲り渡しの日が新たな 90 日間の起算日になります。

麻薬卸売業者から譲り受けた日から 90 日を経過したとしても、新たな起算日から 90 日を経過していなければ、規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号口の要件として他の麻薬小売業者に譲り渡すことはできません。

譲り渡した場合、譲り受けた場合ともに麻薬及び向精神薬取締法に抵触する可能性があります。

注意事項 2

ひとつの許可業者に麻薬を譲り渡した時点で新たな 90 日間の起算日になります。

このため、同日であっても、規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号口の要件として複数の麻薬小売業者に分割して譲り渡すことは、麻薬及び向精神薬取締法に抵触する可能性があります。

注意事項 3

規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号口に基づき、麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬を、同口の要件で、再度他の麻薬小売業者に譲り渡すことはできません。

譲り渡した場合、譲り受けた場合ともに麻薬及び向精神薬取締法に抵触する可能性があります。

注意事項 4

麻薬帳簿及び譲渡（譲受）確認書の備考欄に、規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号イ又は口のいずれに該当する譲渡・譲受であるかの記載が必要です。



埼玉県マスコット「コバトン」

不正譲渡・不正譲受が生じないよう、適切な取り扱いをお願いします。
譲渡譲受を行う前に、法令・通知・社内規定等を必ず確認してください！



薬務課 HP